

市長	局長	次長	次長補佐	係長	録
					

第6号様式の2 (第5条関係)

2017
~~2016~~ 年 3 月 31 日


(宛先) 流山市議会議長

様

交付議員名

阿部 治 

流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により、
 28年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収 入

流山市議会政務活動費 480,000 円

2 支 出

493,774 円

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費	463,845	市政報告印刷費、新聞折込料
広 聴 費		
資 料 作 成 費	445	コピー代
資 料 購 入 費	29,484	「マイファイル」購読料
人 件 費		
事 務 所 費		
その他の経費		
合 計	493,774	

3 残 額

- 13,774 円



NO.

[illegible]

NO.

年月日	適用項目	金額	領收書番号	備考
H28.4.15	広報費	55,365	1	市政報告2016年4月号 印刷費
H28.4.18	広報費	69,638	2	市政報告2016年4月号 折込料
H28.6.30	広報費	46,065	3	市政報告2016年7月号 印刷費
H28.7.4	広報費	68,655	4	市政報告2016年7月号 折込料
H28.10.15	広報費	56,400	5	市政報告2016年10月号 印刷費
H28.10.18	広報費	67,392	6	市政報告2016年10月号 折込料
H28.12.22	広報費	36,729	9	市政報告2017年1月号 印刷費
H29.1.4	広報費	63,601	10	市政報告2017年1月号 折込料
計		463,845		

領 収 書

2016年4月15日

阿部治正様

¥110,730-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社
〒892-0835
鹿児島県鹿児島市城南2-10番
TEL: 050-3734-6455

7

ご注文日	2016-04-15 15:57:20	
ご注文No	20160415-0713-1	発送完了 <u>ご入稿いただいた</u> <u>ファイル</u>
タイトル	市政報告 16 年 4 月号	
商品名	A3 フライヤー・チラシ印刷	
商品内容	サイズ:A3 紙質:マット 70kg 納期:3 営業日 印刷色数:両面 1 色 表面:1 色(C,M,K) 裏面:1 色(C,M,K) 部数:28000 部 オプション:PDF/x1-a オプション:二ツ折り(基本料金 820 円+@0.62 円(1 枚)) +1 営業日 オプション:「入稿データ優先スピードチェック」する+720 円 オプション:表面カラー (K : ブラック) オプション:裏面カラー (K : ブラック)	

印刷代金 55,365 円 + 消費税 5,708 円 = 61,073 円

①

No 00560

領 収 証

阿部 治正 殿



領 収 金 額	円	千	百 万
	1	39	277

内 訳

現 金

小 切 手

約 手

振 込

平成 28 年 4 月 18 日

但し 4/22分折込料

上記の金額領収致しました

扱 者 印

☆ 取扱者印なき

ものは無効とします。

日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認

毎日折込株式会社

東京都新宿区大久保3丁目14番4号

毎日新聞社 早稲田

電 話 (03)3208-8763

阿部治正 殿

御 見 積 書

28 年 4 月 15 日

下記の通り御見積り申し上げます

御見積金額

¥ 139,277

毎日折込株式会社

〒169-0072

東京都新宿区大久保3-14-4

毎日新聞早稲田別館内

TEL: 03-3208-8611

FAX: 03-3208-8763

担当

件名

議会報告

阿部治正 殿

折込日

28 年 4 月 21 日

朝刊予定

A3 2ツ折

枚数

24,800

枚

地区

千葉

数量

24,800

単価

5.20

金額

128,960

◆印刷物納品先

ビッグデポ千葉内毎日折込(株)

047-329-6363

千葉県市川市二俣 497

〒272-0001

◆納期 ※4/21折込の場合

4/19(火)AM

◆お支払い: 4/18中

※お支払い条件: 前金 (印刷物納品日までにご入金願います。)

配送料

小計

消費税

合計

128,960

10,317

139,277

※見積有効期限: 発行日より1ヶ月

【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。

毎日折込株式会社

取付金 139,277 円 (消費税 10,317 円) 合計 149,594 円

(2)

領 収 書

2016年6月30日

阿部治正様

¥92,130-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社

〒892-0835

鹿児島県鹿児島市城南町10番7

TEL: 050-3734-6495

ご注文日	2016-06-30 22:48:31	
ご注文No	20160630-1320-1	発送完了 <u>ご入稿いただいた</u> <u>ファイル</u>
タイトル	市政報告 16 年 7 月号	
商品名	A3 フライヤー・チラシ印刷	
商品内容	サイズ:A3 紙質:マット 70kg 納期:5 営業日 印刷色数:両面 1 色 表面:1 色(C,M,K) 裏面:1 色(C,M,K) 部数:27000 部 オプション:PDF/x1-a オプション:二ツ折り(基本料金 820 円+@0.62 円(1 枚)) +1 営業日 オプション:「入稿データ優先スピードチェック」する+720 円 オプション:表面カラー (K:ブラック) オプション:裏面カラー (K:ブラック)	

「政教新聞量の手引」4より発行費用の量である46,065円を支払、

№ 00586

領 収 証

阿部 治正

殿



領 収 金 額	円	千	百 万
	¥	137311	

内 訳

現 金

小 切 手

約 手

振 込

平成 28 年 7 月 4 日

但し 7/12分折込料

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき

ものは無効とします。

扱 者 印

日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認

毎日折込株式会社

東京都新宿区大久保 3-14-4
毎日新聞社 早稲田別館内
電 話 (03) 3208-8611

阿部治正 殿

下記の通り御見積り申し上げます

御見積金額

¥ 137,311

毎日折込株式会社

〒169-0072
東京都新宿区大久保3-14-4
毎日新聞早稲田別館内
TEL: 03-3208-8611
FAX: 03-3208-8763
担当 :

広告主名				件名	
阿部治正				議会報告	
折込日				サイズ	枚数
28	年	10	月 21 日	A3 2ツ折	24,450 枚
朝刊予定					

地区	数量	単価	金額
千葉	24,450	5.20	127,140
◆印刷物納品先			
ビッグデポ千葉内 毎日折込(株)			
047-329-6363			
千葉県市川市二俣 497			
〒272-0001			
◆納期 ※10/21(金)折込の場合			
10/19(水)午前中迄			
◆お支払い: 10/18(火)中			
※お支払い条件: 前金 (印刷物納品日までにご入金願います。)			
配送料			
小計			127,140
消費税			10,171
合計			137,311

※見算有効期限: 発行日より1ヶ月
【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。

毎日折込株式会社

御 見 積 書
28 年 10 月 14 日

2015年9月22日 折込料 137,311円 毎日折込株式会社

領 収 書

2016年10月15日

阿部治正様

¥112,800-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社
〒892-0835
鹿児島県鹿児島市城南町10番7
TEL: 050-3734-6495

ご注文日	2016-10-15 12:52:43	
ご注文No	20161015-0223-1	発送完了 <u>ご入稿いただいた ファイル</u>
タイトル	市政報告 16 年 10 月号	
商品名	A3 フライヤー・チラシ印刷	
商品内容	サイズ:A3 紙質:マット 70kg 納期:2 営業日 印刷色数:両面 1 色 表面:1 色(C,M,K) 裏面:1 色(C,M,K) 部数:27000 部 オプション:PDF/x1-a オプション:二ツ折り(基本料金 820 円+@0.62 円(1 枚)) +1 営業日 オプション:「入稿データ優先スピードチェック」する+720 円 オプション:表面カラー (K:ブラック) オプション:裏面カラー (K:ブラック)	

「政教活動費の算入」による寄付金控除の適用がある56,400円を差引

28 年 10 月 17 日

阿部治正 殿

毎日折込株式会社

〒169-0072
東京都新宿区大久保3-14-4

毎日新聞早稲田別館内

TEL: 03-3208-8611
FAX: 03-3208-8763

下記の通り御見積り申し上げます

御見積金額

¥ 134,784

担当

広告主名

阿部治正

殿

件名

議会報告

28 年 10 月 21 日 朝刊予定

折込日

サイズ

A3 2ツ折

枚数

24,000 枚

地区

千葉

数量

24,000

単価

5.20

金額

124,800

◆印刷物納品先

ビッグデモ千葉内 毎日折込(株)

047-329-6363

千葉県市川市二俣497

〒272-0001

◆納期 ※10/21(金)折込の場合

10/19(水)午前中送

◆お支払い: 10/18(火)中

※お支払い条件: 前金 (印刷物納品日までにご入金願います。)

配送料

小計

124,800

消費税

9,984

合計

134,784

※見積有効期限: 発行日より1ヶ月

【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。

毎日折込株式会社

No 00628

領 収 証

阿部治正

殿



領 収 金 額	円	千	百	万	¥	1	3	4	7	8	4
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内訳

現金

小切手

約 手

振 込

平成 28 年 10 月 18 日

但し 10/21分折込料

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき

ものは無効とします。

扱 者 印

日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認

毎日折込株式会社

東京都新宿区大久保3-14-4

毎日新聞社 早稲田別館内

電 話 (03) 3208-8611

領 収 書

2016年12月22日

阿部治正様

¥73,459-

(消費税込み)

但し：印刷代金として
クレジット利用

プリントネット株式会社
〒892-0835
鹿児島県鹿児島市城南町10番7
TEL: 050-3734-6495

ご注文日	2016-12-22 18:31:48	
ご注文No	20161222-1325-1	発送完了 <u>ご入稿いただいた</u> <u>ファイル</u>
タイトル	市政報告 17 年 1 月号	
商品名	A3 フライヤー・チラシ印刷	
商品内容	サイズ:A3 紙質:マット 70kg 納期:8 営業日 印刷色数:両面 1 色 表面:1 色(C,M,K) 裏面:1 色(C,M,K) 部数:25000 部 オプション:PDF/x1-a オプション:二ツ折り(基本料金 820 円+@0.62 円(1 枚)) +1 営業日 オプション:「入稿データ優先スピードチェック」する+720 円 オプション:表面カラー (K:ブラック) オプション:裏面カラー (K:ブラック)	

「政務活動費の手続きにより発行費用のうちの36,729円を支払

NO 00631

領 収 証



阿部 治正

殿

領 収 金 額		百万	千	円
		¥	127202	

内訳

現金

小切手

約 手

振 込

平成 29 年 1 月 4 日

但し 1月11日分折込料

上記の金額領収致しました

☆ 取扱者印なき

ものは無効とします。

扱 者 印

日本新聞販売協会特別会員
東京都新聞販売同業組合公認

毎日折込株式会社

東京都新宿区大久保3-14-4
毎日新聞社 早稲田別館内
電 話 (03)3208-8611

阿部治正 殿

下記の通り御見積り申し上げます

御見積金額

127,202

¥

毎日折込株式会社

〒169-0072
東京都新宿区大久保3-14-4
毎日新聞早稲田別館内
TEL: 03-3208-8611
FAX: 03-3208-8763
担当 :

28 年 12 月 20 日

御 見 積 書

広告主名			件名	
阿部治正 殿			議会報告	
折込日			サイズ	枚数
29 年 1 月 11 日	朝刊予定	A3 2ツ折	22,650	枚

地区	数量	単価	金額
千葉	22,650	5.20	117,780
◆印刷物納品先			
ビッグデポ千葉内 毎日折込(株)			
047-329-6363			
千葉県市川市二俣497			
〒272-0001			
◆納期 ※1/11(水)折込の場合			
1/6(金)午前中迄			
◆お支払い: 1/5(木)中			
※お支払い条件: 前金 (印刷物納品日までにご入金願います。)			
配送料			
小計			117,780
消費税			9,422
合計			127,202

※見積有効期限: 発行日より1ヶ月
【お振込先】※お振込み手数料はお客様でご負担ください。

毎日折込株式会社

「政院活動費、手引」による発行費用の1/2である63,601円支出

9

子育て・介護・子どもの貧困・放射能対策が急務

山積する課題にこたえぬ流山市の新年度予算

■開発と緑のバランスは何処へ

まず「整備・開発と自然環境のバランスのとれた流山」に関連した施策や予算について。

おおたかの森駅北側市有地で大規模な開発計画が打ち出されていますが、市の直工事業ではなく事業者の経営判断に委ねられる以上、市民要望の反映には限界があります。

「都心に一番近い森のまち」と言われていますが、現実には開発にともなって緑は確実に減少。「グリーンチェーン戦略」や「まちなか森プロジェクト」はそれを隠すイチジクの葉。失われた市野谷の森の面積は約30万㎡、「まちなか森プロジェクト」で植栽された面積は2014年2月時点でわずか2,700㎡。

■拡散・漂流する放射性物質

次に「生活の豊かさを実感できる流山」。

森のまちエコセンターに溜置かれている剪定枝等や8千ベクレル以下の放射性焼却灰なども他市へどんどん持ち出されています。クリーンセンターに集められたゴミなどは、「調整焼却」と称して、8千ベクレル以下の値が出るように操作して燃やされています。原発事故が発生する前は100ベクレルがクリアランスレベルで、それを越えるものは厳重な管理が求められていたこと。また調整焼却というやり方は、それ以前の環境政策が到達していた有害物質の総量規制の考えに真っ向から反するということは、市民に正直に説明されるべきです。

リサイクル館運営やごみ焼却施設の運転管理などの、新たな事業者選定の準備が進められることとなります。しかし、ごみ焼却施設の関東実技への委託の大失敗について、一時は「失敗だ」



と率直に認めたにも関わらず、後にこの言葉が反古にされたことを見ても、市の業者選定は大きな不安要素を抱えています。



■求められる子どもの貧困対策

次に「学び、受け継がれ、進展する流山」。

2015年度は、「子どもの貧困対策元年」。2016年度は、自治体におけるその一層の具体化が求められている年です。にもかかわらず予算案には、子どもの貧困対策に関する強い問題意識や施策は見られません。市は、子どもの貧困対策法は「国と都道府県が主体という位置づけ」「県の子どもの貧困対策計画を待つ」という消極的な態度に終始、就学援助の範囲やレベルも従来から大きな変化なし。貧困問題の深刻さ、当事者である子どもやご家族の窮状に対する理解がまったく欠けています。

■介護士・保育士不足の解消を

「誰もが充実した生涯をおくることができる流山」について。

子育て支援、保育の充実のための予算を組んだと言いますが、待機児童問題の背景には、保育士の確保の困難があります。市は、保育士資格を取ろうとする者への修学資金貸付制度の期間延長、住宅等の借り上げへの一部支援を打ち出してはいます。しかし、同時に行われている「子育て支援員研修事業」は、保育士の資格の重みを揺るがせ、国が進める安上がり保育に流され、保育の質の低下を招くことが強く懸念されます。支援員制度は、あくまでも緊急避難

以上ではなく、市は専門の資格を持った保育士の養成と確保という基本線で一層の努力をするべきです。

専門資格を持った人材の確保の困難という点では、介護の分野も同じ悩みを抱えています。保育で取り組み始めた施策は、介護の分野でも同時並行で取り組むべきです。

さらに、障がいを持った市民の方達に対する施策です。4月から障害者差別解消法に基づく施策が自治体にも課せられるというのに、流山市の取り組みはよく見えません。差別解消法は、従来の障害者施策からの質的な転換、飛躍を求めているというのに、そうした問題意識が希薄です。

■人と先進産業への支援と投資を

さらに「賑わいと活気に満ちた流山」を目指す施策と予算。「定住人口」と「交流人口」の増加を目指すと言います。しかし地域の経済を活性化させる決め手は、やはりモノやサービスの生産活動、とりわけその地域ならではの新しい価値の創造とその循環を軌道に乗せることです。定住人口や交流人口の増大も、活き活きとした地域経済の大元であるモノとサービスの旺盛な生産と結びついてこそ、力を得ます。同じ限られた予算を使うにしても、福祉・医療・教育など人への積極的な投資、緑と農・自然エネルギー等の革新的産業などへのテコ入れこそが求められています。

■メンタルの病を生む人減らし見直せ



「公民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行政運営」について。

市は相も変わらず「定員適正化計画」にしがみついています。これは、職員に過重労働を強い、公務に

対するモチベーションを損ない、悪くすればメンタルの病やパワハラをはじめとする様々なハラスメントの温床にもなりかねません。とりわけパワハラは、流山市の職場では、もはや隠しおおせない深刻な問題となりつつあります。

■国のバラマキ政策追従に未来なし

5月末の伊勢志摩サミットの後、サミット諸国も日本も、異次元金融緩和から財政出動重視の政策への転換を図ってくるでしょう。世界的な信用不安、大不況への突入を回避せんとする、しかし使い古されて、すでに限界と弊害が明らかになっている財政政策です。補正予算などを組んで、自治体に対しても節度を失ったバラマキ政策への同調が押しつけられてくる可能性が大です。しかし、それで自治体経営に新しい道が開かれてくるということは絶対にありません。そうした状況を、しっかりと見据えながら、自治体財政の運営にあたる必要があります。

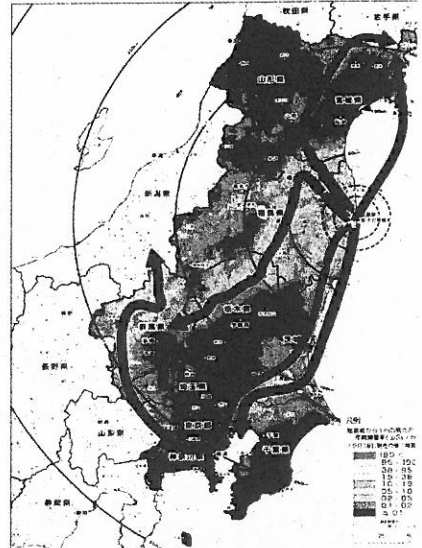
市議会の誠意と放射能 子どもの健康を守るエコー

阿部はるまさは賛成討論

●流山市は国の言いなり

松戸・柏はすでに実施
我孫子は4月から
他市も続く中

5年前に福島で人類史上最悪の原子力災害が発生し、流山市一帯が放射線管理区域を越える放射能で汚染され、直後に流れてきたブルームは放射性ヨウ素をたくさん含んでいました。



放射性ブルームは東葛地域を襲った

しかし国寄りの専門家は、被ばくの影響は考えにくい、福島県外の健康調査はするべきではないと主張し、流山市もこれに従っています。

国寄りの専門家などがそうに言うのは、利害関係で結びついた構造があるからです。だからこそ、その構造の中であってなお、真実を主張する勇気を持つ専門家の存在は尊く、彼らの声には真剣に耳を傾けるべきなのです。そして、そうした利害関係の外にあり、縛られない立場に立つ私たち議員の役割こそ、重要になってくるのです。

国や流山市の見解と異なり、福島での子どものがんの発生は通常の「20倍から50倍の異常な多発」。「近隣県でも健康診断などを行うべき」との意見が幾人もの専門家から強く出されているのです。

線量については、専門家の委員会でも「放射性物質は同心円で広がるのが常識なので近隣県への影響は少ない」という、耳を疑うトンデモ見解がなされました。事実はどうか。福島県内でも同様に広がってはいず、気流によって飯館村など西部が高濃度に汚染され、茨城・千葉・栃木・群馬などにも高濃度のブルームが流れたということが、真面目な学者の誰もが認める事実です。東葛地域が、福島県の半分以上より線量が高いというのも紛れもない事実です。

また、市は次のようにも言います。「福島で

ラシーが問われています

検査の陳情を議会が否決

事故からの期間がまだ1年～4年と短い、5歳以下からの発見はない、地域別の発見率に大きな差がない、だから放射線の影響とは考えにくい」

これは、すべて間違いです。まず「放射線の影響は考えにくい」と言えるか。実は、福島健康調査検討委員会の座長さえが「無いと断言するつもりはない」と言います。また神戸大学大学院の計算科学の専門家は、2巡目検査での10万人に22人という多発を見る限り放射能の影響も考えなければならない、と述べています。

次に、チェルノヴィリでは事故から4～5年後に甲状腺ガンが顕著に増え始めたのに、福島では1年～4年で発見されているので放射能の影響ではない、というおかしな議論。これは、チェルノヴィリの甲状腺ガンも当初は同じ理屈で否定されました。ガンは被ばくの14～15年後から発症するのが定説だが、チェルノヴィリでは4～5年目から発生しているので放射能の影響ではないと。しかし、ロシアの科学者達は、だとしたらその定説を再検証すべきだ、と主張して、結局は定説が退けられました。

また、チェルノヴィリでは5歳以下にもガンが発見されたのに福島では見つからない、だから放射能の影響ではないという議論。しかしロシアの経験は、5歳以下で被ばくした者が10年後くらいに発症する者が多いという事を示すもので、5歳以下ですでに多く発症したという事ではありません。だから、福島で5歳以下に甲状腺がんが見つからない事は、むしろ今後その年代の者たちにガンが多発する可能性があるという意味です。そして、15歳から18歳くらいは直後から多発したという点は、チェルノヴィリと福島は似ているのです。

「地域別の発見率」について言えば、岡山大学の津田教授を始め多くの専門家がむしろ、放射線量の高い低いに対応する形でガン発生も地域分布をしていることを、明白な数字を示して論証していることを無視しています。

市は次のようにも言います。「近隣市は国の交付金でエコー検査をしているが、流山市はこの交付金の対象とはならない」。しかし流山市が松戸や柏に倣って国のおカネを使わねばならない決まりはありません。流山市が独自に予算を組めば良いだけの話



しです。陳情に際しても、数十万円、多くても100万～200万円ほどの予算で可能な事業なのです。

●議会は自主性発揮できたか

採択反対の立場に立つ議員の主張もを見てみましょう。

それは、日本の食品はチェルノヴィリと違い検査が厳しいので安全だというもの。しかしこのことは、事故直後のプルームに含まれていた放射性ヨウ素を吸入した事などによる初期被ばくの影響を否定できる理由にはなりません。また、子どもの居場所の除染をしたとは言っても、初期に大量に降り注いだ放射性物質による内部被ばくの影響を考慮に入れてない以上は慰めにもなりません。

反対議員の間違いを更に指摘します。小児甲状腺ガンの診断は難しい。福島では県立医科大学により複数の医師による慎重な診断が行われ、住民が移動しても追跡できる長期の検査の体制が整い、診断と疫学データを残せる。近隣自治体はそうではなく、自治体が責任を持つ事は難しい。

事実はどうか。福島県でも、検査は放射線技師が行っていました。だからいい加減な検査だったとは言えません。しかも流山市内にも、エコー検査の技術を持つ医師は何人もいます。検査の後の病状の診断や手術の難しさという話を持ち出して、流山では出来ないなどと言うのは、むしろやらないことを合理化するための屁理屈に過ぎません。

チェルノヴィリ法の基準 日本は20mSvでも帰還押しつけ

地域区分	被ばく年間線量
特別規制ゾーン	
強制移住ゾーン	5mSv以上
移住推奨ゾーン	1～5mSv
徹底的なモニタリング	0.5～1mSv

続いて、子どもたちに負荷がかかるという主張。ここでは国が唱える「スクリーニング論」や「過剰診断論」という、被ばくを隠蔽するためにつくられた議論が利用されています。

「スクリーニング論」とは、福島の甲状腺ガン多発は元からあったガンが大がかりな検査で発見されただけ、被ばくの影響ではないという理屈です。しかし2巡目検査で異常な多発が明らかになって以降は、国や国寄りの専門家も、もう恥ずかしくてこの言葉は使わなくなりつつあります。

次に「過剰診断論」。これは、手術をしなくても大事に至らないガンを見つけたり、手術をしたりすることには意味がないという理屈。これこそ、とんでもない、恐るべき、恥ずべき理屈。福島のガン患者を執刀してきた福島県立医大の鈴木教授は、福島の患者はすでにリンパ転移、遠隔転移、他臓器への浸潤がほとんど、そうでなかったのはわずか7%、すべて必要な手術だったと明確に述べています。

陳情を否決すれば、執行部は健康診査が行われなかったのは議会のせいだと言うでしょう。そんな無様を市議会は演じるべきではないと強調し、「子どもたちの甲状腺エコー検査の費用の助成を求める陳情」への賛成討論とします。

市民に犠牲を強いながら 議員報酬と市長・副市長などの給与引き上げは許されない！

2016年第1回定例市議会において、「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議員報酬引き上げ案）」と「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市長・副市長などの給与引き上げ案）」にともに反対して討論を行いました。以下はその要旨です。

今、自治体を取り巻いている経済状況は、流山市特別職の報酬審議会の答申が言うような「今後も回復傾向に向かう事が期待される状況にあり」などと言える状態では決していない。年明け早々に実行された、異次元金融緩和に更に輪をかけたマイナス金利導入は、デフレ退治のかけ声とは逆に円高と株安を引き起こし、不況に拍車をかけようとしている。そもそも、現在の日本経済は、市場経済の業病である過剰生産と過剰資本が原因で、これ以上前にも後にも進めなくなっているのであり、金融緩和はこの老衰した実体経済を立て直す上でなんの効果もない。そればかりか、逆に株や債権や為替の乱高下などの深刻な副作用をもたらさざるを得ない政策だ。

また流山市では、「1円も無駄にしない」の標語の影で、市民サービスの抑制や切り下げが続けられている。さらに、一般職の公務員に対しては「定員適正化」の名の下に過重労働などの犠牲が押しつけられてきた。そんな中で議員報酬を引き上げる事は、市民や職員への背信行為にも等しいと言わなければならない、議員報酬の引き上げに反対する。

議員報酬の引き上げの理由が成り立たないのと同様の事が、市長・副市長・部長などの特別職の給与引き上げについても指摘できる。

更に言えば、特別職の報酬等は、かつての自治省公務員部長通知（1973年12月10日）以来、「その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金等に相応して決定される一般職の給与とは自ずからその性格を異にし…」と考えられている。答申のように、一般職の給与引き上げと並行して、それを参考にして、それに準じて引き上げる必要があるというものではない。また、特別職の職務が、どの点でどのように、他の公務や民間の仕事と異なって職務上特殊であるかという説明を抜きにして、市民がそのことを了解することを抜きにして、報酬の引き上げを望むことは許されない。



消防職場の暴行や市の職場でのパワハラを職場の民主化と人員確保で根絶しよう！

4月5日付けの『朝日新聞』が、流山市の消防署における暴行事件を報じました。事件は、被害当事者から市当局に、既に3月の11日に伝えられていたものです。

報道の内容だけでもひどいものですが、実際に行われていたことは、それを超えています。明白な暴行・傷害、さらに言葉には出来ないような非人間的な暴行と虐待、それを動画に撮るなどのことまで行われていました。

市は報道のあった日に急遽、議会の会派代表者会議を開き説明。しかし、日頃の厳しい指導が行き過ぎた結果生じた「パワハラ」程度の理解。実際の暴行のひどい状態からかけ離れた説明に終始。

市が行ってきた「調査」も、消防長による所員へのヒアリングが中心で、まったくおざなり。消防職場の荒廃の全体像には触れずじまい。一体誰が、こうした暴行を知らなかったと言い、事実上野放しにしてきた上司に、本当のことを語るでしょうか。問題が改善をされ、自分たちが再び被害者にならないという保証がない限り、真実を話せるわけがありません。

4月12日になって、ようやく賞罰委員会が決めた、所員と消防長への処分が公表されました。しかし、市長や副市長の責任を問う内容は含まれていません。消防長の責任が大きいことは言うまでもありませんが、しかし最大の責任を負うべきは、任命権者である市長と事務方のトップの副市長です。

もちろん処分よりも大事なことは、実際に職場を変えていくこと。この事件を教訓に、誰もが自由にものが言える職場をつくるこそ重要で、す。一時的に一般の所員へのパッシングが起きるかもしれませんが、心無いパッシングから真面目な所員を守るとともに、こうした暴力職場を生み出し、放置してきたトップの責任を糾しつつ、物言える職場づくり、職場の民主化に向けての取り組みを強めていかなければなりません。



6月議会で一般質問

消防署内暴力など職場のパワハラ対策強化を



■市長は自らの責任を明らかにし暴力根絶の先頭に立つべき

3月に発生した消防職場における集団的な暴行・虐待事件は、内部調査が行われ、加害者の職員への処分が下されました。しかしそれで問題が解決したとは、誰も信じていないでしょう。

市が行った対策は、パワハラ防止研修、職場の見回り、管理職による部下とのコミュニケーションの推進等々ですが、説得力がありません。消防職場に蔓延する「人権無視の威圧的体質」（関係者の言葉）は、そんなことで解消するほど生やさしいものではないからです。

消防長も見過ごしにせざるを得なかった積年の悪しき体質。これに反省を迫り、除去するためには、消防長の任命権者である市長自身が断固たる決意を示すことが大前提です。

ところが市の対応は、消防長と一部の職員の問題としてのみ扱い、そこに責任を転嫁。市のトップの責任は不問に付しています。これでは消防職場に対して、暴力は絶対に許さないとの市と市民の強い思いは伝わりません。

以前の公金横領事件に際しては、市長は自らにペナルティを科すことで「再発許さず」の姿勢を示しました。今回の事件は、公金横領以上に重大な問題であり、市のトップの強い決意の表明が求められています。

■LGBTは人間にとって自然なこと、多様性尊重する教育を

LGBT（レス、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）と言われる人たちへの偏見はまだ強く残っています。しかしLGBTはもともとの人間の自然な姿の1つ。太古から、そして世界の各地で、当たり前存在した性の形です。それが異常だとされるようになったのは、一時期の経済や社会の仕組みとそれによって歪められた人々の意識が原因です。

理解のカナメは、LGBTは生得的なもの、本人にとっては全く自然なこと、その点では異性をパートナーとする多数派の人々とまったく同じなのだという点にあります。

最近の調査でも、日本人の中でのLGBTは7.6%。多くの国で同性婚が法的に認められ、多くの企業がLGBTへの差別と見なされる社内規定を改め、改めない企業との取引を禁止するなどの動きも出てきています。日本でも渋谷区や世田谷区が同性カップルを公的に承認する仕組みをつくりました。

重要なのは、教育の場です。学校などで、LGBTへの心ない言葉やいじめが放置され、子どもたちの心と身体を傷つけています。LGBTの子どもが多くがいじめを受けた経験を持ち、自分を異常な存在だと思い込まされ、自殺率も高いことが明らかになっています。

その子の自然のあり方を力で歪めたりせず、どの子も孤立させず、多様性を尊重する心豊かな教育の場をつくることが求められています。

東京都の渋谷区と世田谷区は同性パートナーを公的に承認する制度を制定。



LGBTの子どもを孤立させない教育を

'16年第2回定例市議会 阿部はるま

市政は市民の暮らし、健康！

阿部治正は、第2回定例市議会（6月2日～22日）において5つの討論を行いました。いずれも市民の暮らし、健康、安全、そして市民が主体の市政とは何であるかという問題にとって極めて重要な討論です。要旨をご紹介します。

■国による自治体財政締め付けは許しません！

「流山市税条例等の一部改正」に対する反対討論

2017年4月からの法人市民税における「法人税割」（注1）の9・7%から6%への引き下げは、同時期に消費税率を10%へと引き上げることが前提に行われるはずでした。消費増税が、国から地方への交付税の不交付団体と交付団体との税収格差を広げてしまう。だから、国税として新たに「地方法人税」を創設し、「法人税割」の引き下げ分をここに集め、これを地方間の財政力格差是正の財源とするのだ

と言われました。ところが、先ず、この消費税増税という前提が、広範な国民の批判と、国政与党の迷走により、崩れてしまいました。

また国から自治体に再配分される「地方交付税」（注2）も、いわゆる「トップランナー方式」、つまり民間委託

国は大企業減税や軍拡に専念。



や指定管理者制度などの活用で削減した経費を標準として地方交付税にむすびつける方式によって、経費削減に励んだ自治体の取り組みが算定に取り入れられることになります。

自治体間の税収格差の是正は必要です。しかし、それは本来、政府の責任で財源を保障することによって、そして適正な交付基準の設定や交付税率の引き上げによって行われるべき。政府が押し進めるやり方は、所得の少ない人により大きな負担を強いる消費税を地方財政の主財源に据える動き、また自治体間で安上がり委託を競わせて自治体への配分、地方交付税を引き下げることにも繋がります。

軽自動車税の関連では、「グリーン化特例」の1年延長、「環境性能割り」の新設が反映されています。しかしこれらも、消費税の増税が自動車購入を縮小させる中、自動車

産業からの新車買替え需要を喚起させよとの要求を受けたもの。また減税分を埋める新財源の手当もなされず、マイカー需要の喚起と求められている公共交通の充実策とのラグハグ、自動車販売量の増加とCO2排出削減策との矛盾なども無視できません。総じて、日本経済の健全な発展とも、自治体財政の安定的な運営とも無縁な政策です。

「わがまち特例」として、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電などの固定資産税の軽減策がとられてはいますが、上で述べた問題点を帳消しにはできません。

注1 「法人税割」 法人税額を基準として、法人が納める税金のこと。法人住民税の1つ。法人税割額は、法人税額に税率を乗じた金額となる。

注2 「地方交付税」 国税である所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税のそれぞれの一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行なうべき事務を遂行することができるように国が交付する税。

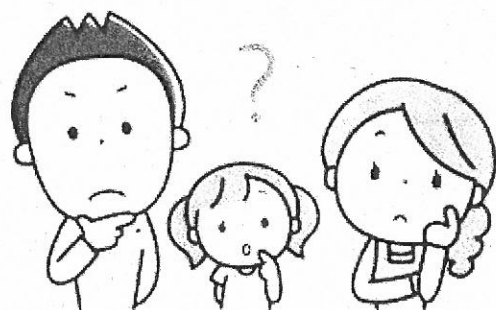
■個人情報漏洩の不安ぬぐえず、潤うのは一部！IT業界

「マイナンバー条例の一部の改正」に対する反対討論

今回の条例改正案の目的は、表向き言われている難聴児への補助対象を拡大することではありません。それとは全く別個の政策目的、つまり補助対象の拡大に合わせて、それをマイナンバー制度にリンクさせたいとの政策意図にもとづくもの。つまり、マイナンバーに関して、流山市独自の利用をさらに

拡大しようとするものです。トラブル続きで市の仕事が増えただけ。マイナンバーって誰のため？

難聴児への補助対象の拡大はマイナンバーとは無関係に可能であり、むしろマイナンバーと切り離して実



その5つの討論

安全を守るべき

施した方が合理的。

マイナンバー制度は、行政を効率化させて市民にも恩恵をもたらすと言いはやされましたが、実際の行政実務の現場では、事務を煩雑化させ、事務量を増大させるばかりで、行政にも市民にも、何の恩恵ももたらしていません。

そもそも、全住民を対象にした制度を標榜しな

がら、いまだにマイナンバーカードの発行は、申請した者の半数の者にしか及んでいません。総務省が万全・完璧だと請け負ってきたITシステムの不具合が主な原因です。

マイナンバー制度で個人情報が一元管理されることに對して、国民の不信と不安はなんら解消されていません。個人の医療・病歴情報、銀行口座の情報等々にまでリンクが拡大していくことについて、多くの専門家が情報漏洩が起きたときの被害は取り返しのつかない規模だと、危険性を指摘しています。

マイナンバー制度は、徴税強化や社会保障費の抑制、IT関連企業へのテコ入れを狙った政府や産業界の思惑から出発したもので、国民には不利益ばかりもたらす厄介者となっています。

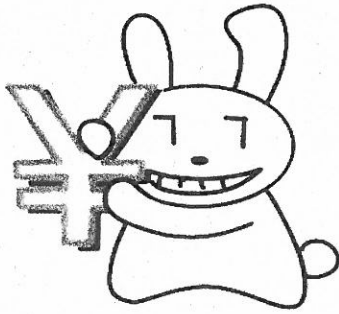
マイナンバー制度に対して阿部治正が議会で指摘してきた問題点と矛盾が次々と浮き彫りになってきています。そうした中、マイナンバーの利用範囲をさらに拡大するのは問題です。マイナンバー制度は中止・凍結し、廃止への検討を行うこと、そのような意見を国に対して突きつけていくことこそ自治体に課せられた市民への責任です。

■「名誉」の意味はき違え、一部の市民に特権付与

「流山市名誉市民条例の制定」に対する反対討論

各地の自治体で施行されている名誉市民条例は、アメリカなどの制度を模倣したものと言われています。ご本家のアメリカなどでは、「名誉市民条例」の中の「名誉」とい

政権に近いIT企業にとってはカネのなる木。打ち出の小槌。



う言葉には、しっかりとした明確な意味が込められています。つまり、特権などを伴わない、特権とは無縁だ、ということを経験的な意味内容としています。

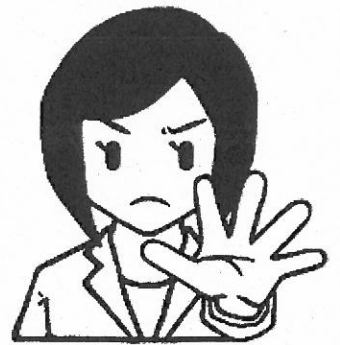
ところが、本市の条例案では、名誉市民に対して、「証書及び記念品の贈呈」ともかく、「各種式典への招待」「相当な礼をもってする弔慰」で遇するとあります。また当局の答弁では、「名誉市民の名前を冠したスポーツ大会などの開催」の案までが示されました。これらは、他の市民には与えられない、まごうこと無き特権であり、「名誉」の言葉に反した処遇です。名誉市民称号の制度が、どういう思想の下で誕生したかについての歴史も知らず、ただ形だけを真似ようとするから、こういう滑稽な話になってしまっています。

条例案では、市長・副市長・市の幹部職員の経験者、あるいは元議員などの政治家を対象から除外することは明記されていません。多くの自治体で、名誉市民の称号の付与をめぐる、市民や議会の中で議論が起きています。特に、政治家などが候補に挙げられたときには、政争の種にさえなっています。流山市でも十分に想定されうるそうした光景は、市民自治を目指す流山市、相互に対等平等な市民が、自由闊達な議論を交わしながら新しいコミュニティをつくり出していこうとする流山市にとって、全く似つかわしくない光景です。

オリンピックに出場した市民、有名な文学賞を受賞した市民など、多くの市民が賞賛するであろう人、すでに一般社会からの高い評価を得ている人などを選ぶのだと、市は弁解するのかもしれませんが、しかしだとするならば、そもそも新たな表彰制度そのものが必要なくなります。すでに高い尊敬と評価を受けている人を、改めてわざわざ小さな自治体、特に文化の興隆面で権威があるわけでもない流山市が、「その功績と栄誉をたたえ」ることで、「流山市に対する誇り及び郷土愛の高揚」などという特別な効果が発生することは想定できません。もしそうした効果が発生するかに考えているとすれば、それはこの称号を付与する立場にある人の単なる自惚れ、自己満足に過ぎません。実態はと言えば、おママごとのような「表彰ごっこ」、「名誉市民ごっこ」に過ぎないことに気づくべきです。

市民の対等平等性に反する条例案、旧態依然の行政への郷愁を示すかのような条例案にはきっぱりと反対の意思を表明します。

「名誉」の意味をはき違えた、一部の市民への特権付与はダメ！



「する必要なし」は 流山市議会だけ

子どもの甲状腺検査は急務！

第2回定例市議会において市民から3度目の子どもの甲状腺検査を求める陳情が出されました。阿部治正は賛成の討論を行いました。市議会の与党会派・議員は反対し不採択としてしまいました。市議会の姿勢が厳しく問われています。

お隣の柏市が行った甲状腺エコー検査で754人中20人のC判定が見つかったこと、柏市のC判定にはバセドウ病や橋本病なども含まれていたことを見れば、流山市でも検査が必要とされていることは明らかです。

柏市、松戸市、我孫子市の甲状腺検査は、市民の中にある放射能の健康影響への不安など応えた施策です。鎌ヶ谷市でも前向きな検討を開始。野田市では新市長が選挙公約の中に甲状腺検査を掲げて当選しました。東葛の放射能汚染ホットスポットでは、「する必要なし」は流山市議会と流山市当局だけ。他の5市では、国がやらない現状では自治体の責任で実施する必要があるとして、市民の健康を守る自治体の責任を重視した政策決定を行っています。

今回も、市当局が示した見解は、不勉強極まりなし。子どもの健康への真剣なまなざしは皆無というひどい内容です。福島県の県民健康調査の理解でも、世界保健機構・WHOの見解の解釈でも、都合の良いところだけを強調し、甲状腺がんの多発を指摘する力所、放射能の影響の可能性を指摘した部分には目もくれています。

例えば、福島県民の子どもの甲状腺検査で、昨年末までに166人が甲状腺がんやがんの疑いとされたことに、有識者でつくる県の検討委員会は、全国的な統計に比べ「数十倍多いがんが発見されている」と述べています。

また、WHOは、福島の子どもの被曝量は「10～200ミリシーベルト」と見積もり、1歳児が15年間で甲状腺がんになる危険は、浪江町で事故前の7・4～9倍、福島市で3・1～3・8倍に上がったと推計しています。

それらの資料を市当局も議員もまったく読みもしていないのでしょうか、市民は限無く目を通しています。他市の首長は、「原発事故・子ども被災者支援法」に関する国会議事録を、線を引き、付箋を付けて何度も熟読していますが、流山市ではそのような真剣な対応はまったくなされていないようです。

流山市だけが、子どもを持つ市民の願いに頑なに背を向け続けています。これでは、「子育てに優しい流山」は偽りのスローガンに堕してしまいます。議会は、執行部の不勉強と怠慢と子どもの健康に対する冷淡な姿勢に追随することなく、甲状腺検査の実施に向けて市の背中を押すべく、本陳情を採択するべです。



川内原発即時停止、伊方原発 再稼働延期を求める！

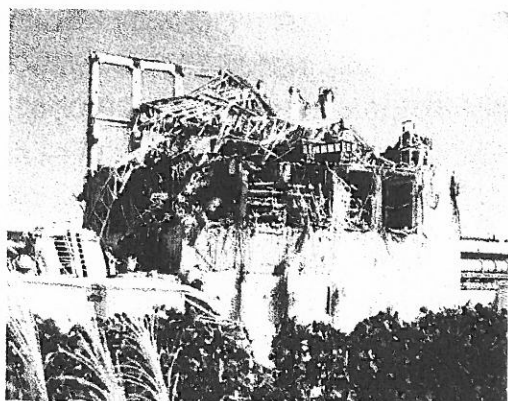
意見書への
賛成討論

そもそも鹿児島県の川内原発は、運転開始から30年も経過しており、保守管理体制が懸念される原発。設備の劣化具合を評価し、保守管理方針を記す「保安規定」も長らく不備を放置。そのうえ今回の熊本・大分の地震で明らかに

なった巨大地震の可能性。避難計画は実効性があるのか、お年寄りや障がい者や子どもたちなどへの対応は十分か、地震や台風などの複合災害対策は立てられているのかなど、専門家から多くの問題点が厳しく指摘されています。

愛媛県の伊方原子力発電所は、運転開始から40年になる1号機は廃炉が決定。しかしすでに36年が経過している2号機は、設計時に地震・津波を考慮しておらず、格納容器の耐圧設計の甘さが指摘されているにも関わらず温存されました。

そして、元々信頼性に難がある3号機を7月にも再稼働させようという動きです。しかしこの3号機は、プルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料を用いるプルサーマル運転であり、これが事故を起こせば猛毒のプルトニウム



爆発し東日本一帯を放射能で汚染した福島原発

を含む放射性物質で西日本一帯が汚染される可能性が大幅です。伊方原発は、佐田岬半島という半島の根本にあり、ここで事故が起されれば、半島の先に住む住民には避難の方法はありません。何よりも、すぐ目の前に日本最大の活断層である中央構造線が走っている立地。おまけに巨大地震が迫っていることが指摘されている南海トラフが四国南部で不気味な動きを続けています。こんな中、伊方原発を再稼働させるなどは、日本人の集団自殺行為と言っても過言ではありません。

以上の理由から、本意見書の採択に強く賛成を致します。

9月議会で一般質問

障がい者施策・国保支援・介護の仕組みの充実を

■障がい者の排斥や虐待は許さない

(1) 相模原市の「津久井やまゆり園」で起きた障がい者殺傷事件は社会に深刻な衝撃を与えました。この問題に関連して以下の質問をしました。

ア 背景には障がい者を社会のお荷物と見なし、その存在を否定する「優性思想」や「ヘイトクライム」(憎悪犯罪)の横行があると考えるがどうか。

イ 背景の1つとして障がい者施設における職員の過重な勤務条件や職員育成の困難さが指摘されていることをどう考えるか。

ウ 同様の犯罪を防ぐために行政としてどのような取り組みが求められているか。

市の答弁は、障がい者や社会的弱者への差別は許されない。国連の権利条約や国の障害者基本法、障害者差別解消法に則り、共生社会をめざしている。職員配置は国の設置基準に則っているが、労働条件などが低いことから人材確保に苦労していると耳にする。職員育成は、管理者の努力とともに、市も講習会などで協力していく。職員のメンタルや入所者の安全管理が課題で、職員同士で異変がないか確認する場、管理者と職員との意見交換の場の重要性への注意喚起などを行く等々というものでした。

(2) さらに、2011年に障害者虐待防止法が成立しましたが、流山市における同法に基づく取り組みについて質問しました。

市の答弁は、2012年度以降の虐待に関する通報は36件、虐待と認定したケースは7件。防止と早期発見が重要で、保護や自立の支援と、千葉県や市のマニュアルに基づいた情報収集と事実確認を行っている。虐待と認定した場合は緊急保護。養護者からの虐待の場合は切り離して施設に保護。施設従業者からの虐待の場合は改善計画を提出させる。使用者からの虐待については事情聴取を行い、国や県と連携して指導している等々というものでした。

■国保制度は広域化で良くなるか

(2) さらに、2018年度から開始される国民健康保険制度の広域化(都道府県単位化)について、以下の質問をしました。



ア 広域化によって国はどのような目的を達成しようとしていると考えるか。

イ 流山市の業務にどのような変化が生じるか。

ウ 流山市の独自の施策や事業にどのような影響が生じると捉えているか。

エ 国に対し、被保険者の負担軽減のための市の独自の努力などを阻害しないことを求め、国保財政に対する国からの財政支援の拡充を求めるべきでは。

答弁は、広域化で市の国保業務が簡素化される。市が都道府県に保険料を納付し、給付費は県から全額交付される。独自の事業は保険者努力支援制度を通じて確保に努める。財政支援の拡充を求めていく等々というものでした。阿部は、国保は保として成り立ちがたく、国の財政支援が不可欠と主張しました。

■介護充実のため労働条件アップを

(3) 最後に、介護士の賃金や労働条件の低さを改善しなければならないとの問題意識から、市内の介護事業者の現状について以下の点を問いました。

ア 設備や人員の配置の実状はどうか。賃金は労働者の全産業平均と比べてどのような状況か。

イ 人員確保や労働条件の向上に対して市はどのような支援策を講じてきたか。また今後どのような支援策を講じる考えか。

市の答弁は、設備・人員配置は基準を満たしている。賃金は把握していないが38カ所中35カ所で処遇改善加算を取っており、国は他産業との賃金差が無くなるよう月1万円改善をするとしている。担い手確保とスキルアップのための初任者研修、実務者研修の費用助成を行い、児童生徒を対象に介護の重要性を理解してもらうための介護キャラバン隊の取り組みなどを行っている等々というものでした。

16年第3回定例市議会 阿部はるまきの4つの討論 暮らしと福祉重視の市政を！

阿部治正は、第3回定例市議会（9月1日～10月4日）において5つの討論を行いました。いずれも市民の暮らし、健康、安全、そして市民が主体の市政とは何であるかを問うたものです。2～3頁で「補正予算」「2015年度決算」、4頁で2つの陳情についての討論要旨をご紹介します。

9月議会に出された一般会計補正予算は問題が多く反対しました

●妥当な支出もあるがマイナンバー 追従や汚染物質拡散は間違い！

補正予算案には、新規私立保育園を6カ所から7カ所に増やす、新たな病児保育施設を整備する、医療的ケアを行った重度障害児等通所事業所における看護師に係る補助金の交付など、妥当な補正と見なすべき部分も多いと思います。

しかし、高所得者を優遇する制度だとの批判がある「ふるさと納税」を促進するクレジット納付の開始。IT業界への大盤振る舞いや政治家・官僚の利権のため、行政の効率化に役立たないばかりか金食い虫となるだけと非難され、案の定、初っぱなからトラブル続きのマイナンバー事業。にも関わらずそれに流山市政をまします深くのめり込ませていく施策。これらに関連した補正予算は認めるわけにはいきません。

とりわけ問題なのは、放射能汚染された焼却灰に関わる新たな支出であり、これは8000ベクレル/kg以下の放射性焼却灰を一般のゴミと同様に処理せんとするための支出であり、とうてい認められません。

いま国は、8000ベクレル以下なら一般のゴミと同じ扱いが可能だなどといふことを言い、そのように扱うようにと自治体に対してプレッシャーをかけてきています。しかし、福島原発事故が発生するまでは、日本における放射性物資の管理は100ベクレル/kgが基準であり、それを越える物質は厳重に保管・

管理すべきとされてきました。それは、「原子炉等規制法」を根拠法とし、「原子力規制委員会規則」として定められています。

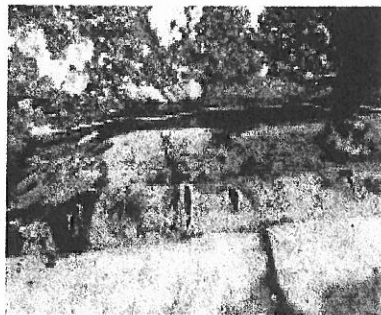


また国は、100ベクレル/kgという基準は、これを越えると人の健康に影響を及ぼすという意味ではないと言います。しかし「原子炉等規制法」も、「原子力規制委員会規則」も、それらの基になったIAEA（国際原子力機関）やICRP（国際放射線防護委員会）の見解も、放射性物質が人の健康に有害かどうか、どこまでの被ばくなら許容すべきかを論じたものであり、原子炉等規制法では疑問の余地無く明確に「放射線による障害の防止のため」と述べられています。

国が言い、市がそれに追従する、8000ベクレル以下なら安全だという主張に科学的な根拠はありません。8000ベクレルは、福島原発事故の後、政治的に案出され、恣意的に設定された、健康への影響を無視した基準以外の何ものでもありません。

市は管理型処分場への埋設処分だと答弁しましたが、管理型処分場での汚染物質の漏洩・流出事故も発生しています。埋められる廃棄物が数千ベクレルの放射性物質ですから、その環境への悪影響は計り知れません。

補正予算のこの部分を認めることは、環境中に出される放射性物質は100ベクレル/kgを越えてはならないとする、人類にとっての最低限のレベルの英知まで完全に否定することとなり、環境行政の自殺行為に手を貸すこととなってしまいます。



管理型処分場で発生したシートの破損事故の例

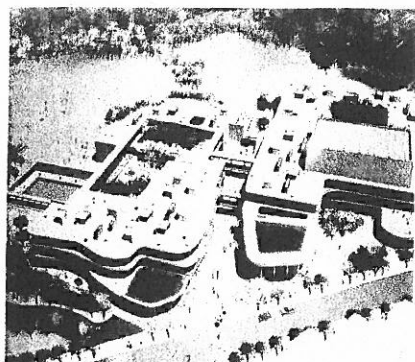
昨年度の一般会計決算は市政の歪みを反映したもので反対しました

●国のバラマキ政策や沿線開発 依存のまちづくりは危うい！

2015年度の一般会計歳入歳出決算に反対します。

まず昨年度の経済状況はどうだったか。前年春に消費税率が8%へ引き上げられ、その影響で経済が失速

しました。それをカバーするために、緊急経済対策という名の国債増発に頼ったバラマキ政策が行われ、金融緩和策のいっそうのルーズ化が進められました。



教室不足が確実となった
おおたかの森小中新設校

市長は、国の緊急経済対策に基づくプレミアム付き商品券発行が消費喚起に効果を現したと言いますが、過大評価に過ぎます。現在の消費停滞、その背景にある7～10兆円とも言われる需給ギャップはそんなことでは解消するわけがなく、事実回復していません。

また市長は、T×沿線開発で若年世代が流入し、市民税や固定資産税が増えていると言います。しかしそれは、大きな観点から、また長い目で見れば、鉄道沿線開発バブル、そして国の財政膨張策に引っ張られた底の浅い、一時的なミニバブル以上ではありません。その限界や危うさをしっかりと自覚した上でないと大きな失敗を招くことになります。そしてその失敗の兆しは既に現れています。

●待機児解消せず 小中学校の教室不足招き 貧困対策はおろそか！

その第1は、市民合意を欠いた上での、おおたかの森小中併設校と市民体育館の建て替え事業という2大プロジェクトへの熱中です。その結果、市政運営にとって最も重要な、市民が主体、市民合意という手続きが見失われています。誠実で粘り強い市民合意の努力に代えて、安直に市民の意識や世論を操作・誘導するかの動きが見え始めています。

第2は、熟慮された見通しや計画性に欠けた人口誘致策、それが生み出した子育て施設の不足。待機児童問題などは他の自治体でも大きな課題になっていますが、流山市では無計画な人口誘致策への熱中がそれに拍車をかけました。その深刻な現れが、おおたかの森併設校における、開校2年目にしての教室不足問題の顕在化。流山では、保育所も、学童クラブも、そればかりか小学校や中学校の教室すらが不足しています。

第3は、高齢化問題や貧困問題への取り組みの軽視。介護保険制度改悪への市の追随の結果、特養入所を要介護度3以上に制限、要支援1・2の者に対する訪問・通所サービスを保険給付対象から除外、一部利用料負

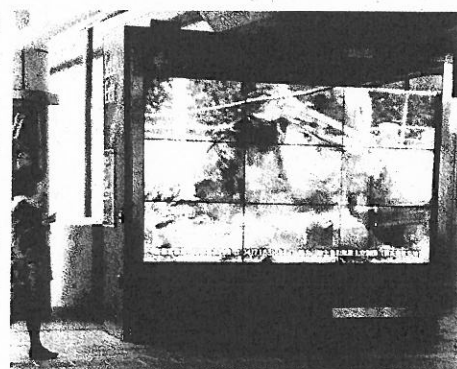
担を1割から2割への引き上げ、低所得者への補足給付の切り捨て、介護報酬の削減等の影響をまろにかぶっています。深刻化する貧困問題に対しても、子どもの貧困対策法に基づく取り組みは弱く、生活困窮者への対策も生活困窮者自立支援法で可能な施策の一部のみ実施という生ぬるい施策にとどまっています。

●甲状腺エコー検査拒否 市民感覚から乖離した自衛隊の広告宣伝！

第4は、深刻な環境問題でもあり、人の健康に甚大な影響を及ぼしかねない問題でもある、放射能汚染問題から目を反らそうとする態度が露骨です。市は、子どもの甲状腺エコー検査を実施などすれば、子育て世代の誘致策に支障が生じるとでも言わんばかりに、これを拒絶。その結果、東葛地区では松戸市、柏市、我孫子市が既に実施をし、それに鎌ヶ谷市、野田市、白井市、そして江戸川を挟んだ隣町である三郷市が続こうとする中、流山市の頑なな姿勢が浮き彫りになっています。また放射性廃棄物への無頓着でそんな取扱いが加速しています。

第5は、市民目線の欠如、市民感覚からのなはだしい乖離です。その好例が、おおたかの森駅などのデジタルサイネージで、異様とも見える自衛隊の宣伝広告映像が流され続けている事実です。おおたかの森駅では、朝早くから多くの保育園児がサイネージの前を行き来します。日中は、中高生や若者たちが人を待つなどために立ち止まり、集っています。そこに、軍服を着、軍用ドーランを顔に塗り、ほふく前進をしたり、軍隊行進をする自衛隊員の生々しい姿が、まさに洗脳的な執拗さで一日中映し出されています。市はこの事業をファシリティマネジメントの一環と言いますが、一体何がどうマネジメントされているのか。シ

ほふく前進する自衛隊員の姿が大写しで繰り返し流される



ティセールの一環と言いますが、何を流山市の美点・優位点としてセールスしようと言うのか。実際には、市民感覚からすれば極めて歪んだ光景が広がっています。

2015年度の市の予算執行が、市民の立場から見て、市民の利益とどのように乖離しているかは、以上の指摘からだけでも明らかです。

第3回定例市議会において市民から2つの陳情が出されました。経済的理由で就学が困難な児童生徒への就学援助を拡充して欲しいとの陳情は項目1のみ採択。難病対策強化に関する陳情は不採択。阿部はいずれも採択すべきと討論。以下は要旨です。

「就学援助制度の拡充を求める陳情書」に賛成します

学校教育法は「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならぬ」としています。

対象者は、生活保護法が規定する要保護者（平成25年度 約15万人）、そして市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（2013年度 約137万人）としています。財源は、要保護者に対

しては国が2分の1を補助（2015年度約8億円）、準用保護者に対しては2005年度より国の補助が廃止され、税源移譲が行われて各市町村が実施しています。

陳情項目の第1は、入学準備金の支給を入学前の3月に支給して欲しいというもの。これについては、市当局も検討が必要だとの答弁でした。当局の前向きな姿勢を更に確かなものとするためにこの陳情項目に賛成をします。

項目の第2は、就学援助に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3つの支給を加えて欲しいというもの。これに対する当局の答弁は消極的なものでした。しかし、文部科学省が示した補助対象品目の中にも、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、

学校給食費等々と並んで、この3つの費用があげられています。既に近隣で実施している自治体もあります。

近年、格差と貧困が拡大し、子どもの貧困率が6人に1人、母子世帯では2世帯に1世帯。国も子どもの貧困対策法を制定し自治体に対応を求めています。他方では生活保護の生活実態を省みない厳格化が進められ、本来なら生活保護を受け、就学援助を受けべき世帯がそれを受けられない問題も浮かび上がっています。

学校教育法が謳う、経済的理由により就学困難な学齢児童生徒に必要な援助を与えなければならない、この施策が機能しない事態を危惧します。就学援助が力を発揮しなければならぬ社会状況が強まってきているまさにその時に、その機能が低下していくとすれば問題です。

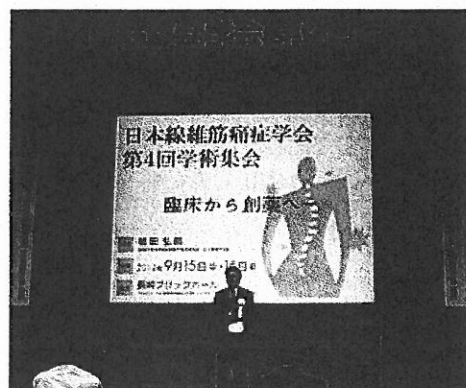
子どもの貧困問題は深刻化してきています。学校教育法が謳う就学援助の事業を実効性あるものとしていくためにも、3つの費用を援助する施策は積極的な意義を持つものと思います。

以上の理由から、陳情項目2にも賛成をします。

⑤以上の内容の意見書を国などに提出すること。

「線維筋痛症」などは、その症状がもたらす身体的・精神的な大きな苦痛、仕事や生活に及ぼす影響の大きさを見れば、本来なら指定難病とされて良い病気です。しかし、くには承認されなくても、陳情が求めている医療費の自己負担額の軽減措置、医療現場や社会における認知度の向上、就労支援の強化などが行われれば、「制度の谷間」に置かれて苦しむ難病患者の困難は大きく軽減されます。

人口割合が0.1%を越える難病などもきちんと難病指定するかどうかは今後の課題です。しかし陳情があげている方策はすぐにでも着手可能です。それによって多くの患者の病気による苦しみ、それに輪をかける仕事や生活の上での困難が緩和されます。流山市が国に対して意見書をあげることを躊躇する理由はなく、むしろ積極的に意見をあげていくべきです。



「難病対策充実の意見書を国等に提出することを求める陳情書」に賛成します

陳情書は、人口割合0.1%以内という国の基準を超える患者がいる難病、また診断基準が未だ明確でない疾病に対して、すぐに指定難病とすることを求めるものではありません。求めているのは、難病法、障害者総合支援法、介護保険法、雇用保険法等、どの制度によっても救済されない「制度の谷間」に置かれた難病患者への、以下の支援です。

①指定難病となっていない病気の患者への救済措置、自己負担額の軽減措置や障害者手帳の交付などの支援を積極的に行うこと。

②線維筋痛症など、診断や治療を行える医師などが少ない病気の患者がスムーズに適切な医療が受けられるようにするために、医療現場や社会での認知度の向上を図ること。

③財政支援を含め、難病患者への就労支援の充実、強化を行うこと。

④制度設計にあたっては、自治体への速やかな情報提供、自治体との意見交換の機会を確保し、自治体の意見を十分に反映させること。

2016年12月議会で一般質問しました (質問の趣旨を掲載します)

介護保険改悪はダメ、小中校の教室不足の解消を

■無駄・浪費の国策のしわ寄せで介護保険の切り捨ては許さない

2014年に国が介護保険制度を改悪、流山市は翌年4月からそれを実施。特養入所は要介護度3以上に制限され、要支援1と2の人は介護保険の仕組みの外に追いやられ、一部の人の利用料が2倍に引き上げられ、低所得者への補足給付は条件が厳しくされ、削減されました。

いま、国は更なる改悪を目指し、①現役並み所得と見なされた人の利用料を3割に引き上げる②利用料がそれを超えた場合に払い戻す「高額介護サービス費」をより高く設定する、つまり払い戻される人を減らす③新たに要介護1と2の人も「軽度者」として扱い、ホームヘルプサービスの「生活援助」にかかる報酬を引き下げる等々を押し進めようとしています。

理由は「介護保険制度の持続可能性の確保」のためと言われていますが、これはまやかし。国は介護保険に要する予算の削減と、大企業減税や公共事業の拡大や原発推進や軍事費の拡大をセットで打ち出していることから、大企業を支援する費用を増やすためのしわ寄せを、介護などの福祉や社会保障に押しつけようとしていることが分かります。

流山市も国と同様に「介護保険の持続可能性を高める」ためだと、介護切り詰めは必然・宿命であるかに主張してきましたが、決してそうではありません。財界・大企業の利益のために庶民に犠牲を強いる介護保険制度のいっそう改悪を許さず、介護の充実を目指して、阿部治正は頑張ります。

■保育所・学童・小中教室不足の早急な解消を

流山市では保育所や学童クラブの不足が深刻です。加えて今では、小中学校の教室も足りません。



原因は、市の人口誘致政策。「子育てにやさしい流山市」「母になるなら流山市」をキャッチコピーに、共働き子育て世代をターゲットに他地域から流山市に移り住む人を増やしてきました。若い世代が増えること自体は良いことですが、問題は新住民の皆さんに対するきちんとした行政サービスの提供がおざなりにされていること。その最悪の表れが、子育て施設や学校教室の不足です。

教室不足はすでにおおたかの森の近くの小山小中学校で明らかとなり、グラウンドを潰してプレハブ校舎を増設。それに加えて、2015年の春に開校したばかりのおおたかの森小中併設校でも不足を来し、今年度からは教室を2つに間仕切りしてやりくり、来年からはやはりグラウンドを犠牲にしてプレハブ校舎の増設です。

特におおたかの森小中学校は、小山小学校の轍を踏むなどの指摘があったにも関わらず、引き起こされた教室不足です。この学校は、まるでショッピングモールのようなデザイン、高額な建設費などが問題となり、市民から教育を人口誘致のための人寄せパンダにするなどの批判を受けました。

市は、野放図な人口誘致策を改めるとともに、保育所拡充や新たな学校建設に当たっては、市民にきちんと情報を公開し、市民の声を聞きながら進めるべきです。

'16年第4回定例市議会 阿部はるまの討論(要旨)

このまま進めていいのか！ マンション、ホテル計画

おおたかの森駅
北口市有地

人口増えるが教育など行政サービスはおろそか

第4回定例市議会(昨年11月24日～12月14日)に市当局が提案した、おおたかの森駅北口市有地の開発に関連した2つの議案が、市議会で大きな議論を巻き起こしました。

ひとつは、市が開発事業者にマンション建設(241世帯)のための土地を与え、交換にコンサートホールを建てて貰うという議案(81号 財産の交換について)。もうひとつは、開発事業者がホテルを建てる土地の地代を10年間タダにする議案(議案82号 土地の減額貸し付けについて)。

阿部はるまは両議案に反対し、以下の討論を行いました。

●マンション敷地代とコンサートホール建設費を交換？

まず「議案81号 財産の交換について」。

駅前市有地でのマンション建設は、保育所、学童クラブ、小中学

校の教室など子育て施設の不足がまちづくりのネックになっているなか、適切ではありません。子育て世代の人口増、児童・生徒の増加、子育て施設の不足に間違いなく拍車をかけるからです。

子育て施設不足の問題を、「局所的問題」とする者もいるようですが、それは間違い。おおたかの森駅周辺の開発は、当局自身が強調してきたように、まちづくり全体に大きな影響を及ぼすプロジェクト。流山のまちを象徴するもの、流山市の顔づくりと言っても良いでしょう。加えて当局は、市のイメージとして「子育てに優しいまち」「母になるなら流山市」を前面に打ち出してきました。つくばエクスプレス沿線地区での子育て施設不足、



それへの早急な対応の必要は、流山市政全体の今や最重要の課題となっています。

●子育て施設不足に拍車、ミニバブルに翻弄される危険も

このマンション建設は、別の面からリスクに直面。すでに首都圏のマンションは供給過剰が明らかで、住宅バブルとの指摘も出てきている。

マンション販売は、購入する勤労者の所得改善に支えられているよりも、政府の金融政策に依存。この10年を見ても、政府の金融緩和策とマンションの売れ行きは見事に重なっています。ということは、現在の金融緩和策が行き詰れば、マンション市場も収縮せざるを得ないということです。

金融緩和策は当分続く、だから大丈夫だとの声もありますが、大丈夫どころではありません。低金利の住宅ローンを続けることは、銀行などにとっては、不良債権化しかねない貸付けを蓄積させていくこと。金融緩和やマイナス金利は、銀行や企業にとって、債権の利回りや貸出金利の低下を余儀なくさせられて、その利益が圧迫されることを意味します。

それ以上に深刻な問題は、日本の金融システム自体への不安を高めてしまうということ。日本銀行のバランスシートに黄色信号が灯り、赤信号に転じる可能性もあり得る状況です。そうなれば、区画整理事業の進展で市民税や固定資産税が増えて、市財政は安定する、おおたかの森駅周辺の活性化、それを起爆剤にして流山市全体の活性化がもたらされるなどという、ノンキな想定は土台から吹き飛んでしまいます。

実質賃金の5年連続のマイナスも、マンション需要の押し下げ要因。安倍政権による賃上げ要請に対して、企業は出し渋りの姿勢を強めています。

当局はマンション計画のリスクについても述べました。それは、マンション建設・販売が上手くいかなくても、流山市は開発事業者に差し出す土

地以上の負担は求められない契約だから大丈夫、という理屈。しかし、これは非常に場違いな発言、今言うべきではない「最後の言葉」です。私たちが心配しているリスクは、そういう「万事休す」のリスク以前に、大事な市有地の開発に関わる事業者が窮地に陥ることも避けるという意味であるはず。また何よりも、この事業の10年後、20年後どころか、30年後、数十年後にまで見通して、まちづくりにとって大きな負の要素を発生させてはならないということであるはず。こんな最後の言葉を最初から繰り出さざるを得ないところにも、計画の危うさが暴露されています。

●地代タダを条件にホテル進出？ オリンピックの後は？

特に「議案議案82号 土地の減額貸付けについて」。ホテル用地の地代を10年間免除する議案ですが、マンションと同じく深刻な問題を抱えています。

当局は、外国人のインバウンド（訪日旅行）や多目的ホールの利用者をあてにしていると言いますが、インバウンドは円レートの上下や国際情勢につられて変動する不安定なもの。

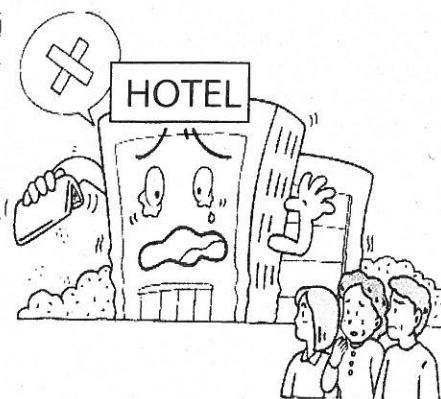
事実、ホテル業界が客室不足に悩むようになったのはこの2～3年の話し。その前には、2009年のリーマンショック、2011年の東日本大震災、2012年の尖閣諸島危機によって需要が大きく減退し、多くのホテル・旅館が倒産。これから先はそのようなことは起きないと、誰も約束することなく出来ないはず。むしろ今の日本では、金融危機も、大地震などの自然災害も、国際情勢のリスクも、以前よりも高まってきています。

オリンピックによる需要も期待しているようですが、そんなに単純ではありません。日本政策投資銀行の試算では、オリンピック観戦目的で訪日する外国人は26万人、地方から来る日本人を含めて1

日に必要な宿泊施設は10万室。それに対して現在都内のホテル客室数は10万室あり、千葉・埼玉・神奈川3県の旅館・



ホテルで27万室ある。交
れないところ、より多く使
ころがあるにしても、オ
リンピックに関しては現
状でも対応可能だと分
析。しかもオリンピック
はあくまでも期間限定
セール、それ以後は期待
出来ないどころか、反動



で縮小するとの予測が大勢。当局はそのことを真剣に検討せず、流山の「末ながい賑わい」どころか、「10年、20年後の賑わい」すら考えてはいません。

政府による大型公共事業計画、それに輪をかけてのオリンピック準備がもたらす巨大建設需要。それらによって再び空景気、パブル、建設資材の高騰、働く人々には届かない形での労務単価の高騰などが起きる兆しがすでに見え始めています。

そもそも採算の見通しが確かな事業ならば、10年間にわたる地代の免除など必要ないはず。それを求めてきていること自体、このホテル事業の見通しの不確かさを証明しています。

●ここまで来たから進めようは失敗の元、立ち止まる勇気を！

この市有地開発事業は、今述べた問題にとどまらない様々なリスクを抱えています。20年、30年かけて準備し、ここまで進めて来たのだからという理由で、見通しの曖昧な事業にゴーサインを出して良いのか。まちづくりの専門家、開発のプロたちがお墨付きを与えているから大丈夫だという議論は、多くの開発計画がその道のプロたちが描いたシナリオに沿って進んで、そして失敗している例を見ても、成り立たない議論です。ホテル建設などはこれまでの市民要望、市内事業者の希望に基づいているとも言われていますが、市民要望、市内事業者からの要求といえども、今の時点で捉え直して合理性があるのか、将来の見通しがしっかりとしているのかという観点から、議会は判断を下すべきです。

だからと言って、私は都市型集合住宅はすべてダメ、ホテルはすべていけないと主張するものではありません。開発の手法や時期や規模の問題という側面もあります。議論をより深めるためにも、市民参加を更に広げ、深める形での市有地利用の再検討を求めます。

オリンピックや外国人旅行者だのみで大丈夫か

第4回定例市議会では議員から7つの意見書が出され、その全てに賛成しました。うち2つの意見書への賛成討論の要旨を掲載します。

「オスプレイ県内配置に反対する意見書」に賛成します

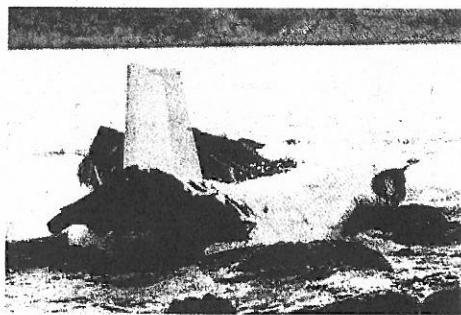
第一に、政府は木更津駐屯地でオスプレイの定期整備を行うことを「沖縄の負担軽減」と言うが、現在日本にオスプレイの定期整備基地は存在しないのだから、新たな基地を増やす以外の何ものでもない。オスプレイが配備されている沖縄普天間基地の現状は何ら改善されず、「沖縄の負担軽減」という説明は全くの欺瞞。政府の説明とは逆に、米軍オスプレイが首都圏を始め、全国に訓練ルートを設け、危険を拡散させる事態を招いている。

第二に、オスプレイは欠陥軍用機と言われる大変に危険なもの。12月14日に沖縄でオスプレイの墜落・大破事故が発生し、負傷者が出た。民家のわずか600メートルの浅瀬に落ち、機体は大破。新聞報道は、防衛省の幹部が「とんでもないことが起きたと絶句した」「事態が重大すぎて今後のことが想像できない」とため息をついた」と報じている。オスプレイはその構造からアメリカで配備されて以降、数多くのクラスA、損害額200万ドル以上や死亡事故などの重大事故を頻発し、

近年では昨年5月にハワイで墜落事故が発生している。防衛省は他のヘリコプターと比べても事故率は低いと言うが、実態は2015年9月末段階で事故率は2.64と年々増大している。木更津駐屯地は市街地や学校、病院に隣接しているとともに、北部には京葉石油化学コンビナートが広がっている上、羽田空港の旅客機の航路下にあり、その危険性は極めて大きい。

第三に、今回の計画が千葉県や市に説明されて以降、木更津市をはじめとした地域住民に対する説明が一回もなされていない。ことが重大だけに影響を受ける住民に対してしっかりと丁寧な説明をすべきだ。にもかかわらず、それを抜きにして行われたオスプレイの飛行の先行は、政府・防衛省が市民の生活の安全、安心を軽視し、無視していることを浮き彫りにしている。

防衛省幹部でさえ「絶句せざるを得ない」「事態の重大性」に議会が知らぬ顔をするなどという事は許されない。千葉県下の自治体議員として、陸自木更津駐屯地のオスプレイ整備拠点化の計画を中止するよう強く求めて、発議を採択すべきと主張する。



墜落・大破した欠陥機オスプレイ

「自衛隊の南スーダンでの活動の中止、撤退を求める意見書」に賛成します

安倍政権は「駆けつけ警護」など武器使用権限を拡大する形で、自衛隊の南スーダン派兵の継続を強行した。自衛隊を世界の平和維持のためにさらに活用するためだと主張している。

しかし、武器使用の拡大が平和のためなどという話しは通用しない。現に、南スーダン現地で復興や平和構築に取り組んでいるNGOの人たちは、武器使用権限を緩和された自衛隊が派兵されることは、NGOの人たちの安全を脅かすだけでなく、復興のためにも役に立たないと発言している。南スーダンでの内戦激化の危険性の回避し、抑えるためには、政府と独立して奮闘しているNGOやジャーナリストを始めとする人々の活動を、精神的物質的に支援することこそ重要であり、効果的だ。

安倍政権の本当の狙いは、アフリカにおける日本の立場や発言力の強化に置かれている。特にいま、アフリカでは中国の存在感が高まっているが、それへの対抗心をみなぎらせている。また安倍政権はアベノミクスの一環として兵器の生産や海外輸出に力を入れている。しかし日本の兵器は実戦ではまだ試されていない。だから兵器を実際の戦場に持ち込み、使いたい。そうすれば武器市場で日本製兵器をアピールできるという軍需産業の思惑もある。

日本政府の悲願である、国連の中の地位上昇、国連常任理事国入りという野望も透けて見える。アフリカ諸国は、国連の中で多くの票を持つており、そこへ向けてのアピールを意図していると言われる。

南スーダンでの自衛隊の武器使用の容認は、アフリカにおける平和の構築を意図してではなく、日本の産業界や多国籍企業が、世界に張り巡らせようとしている利権や権益を防衛し、更に拡大させるためのものだ。またその事を通して、内外における自らの政治的な立場を強固にしようとする政治的や官僚たちの思惑のためだ。

そんなことのために日本の自衛隊員・若者の命を犠牲に供することは出来まない。だからこそ、何としてもその暴走を押しとどめなければならぬ。自衛隊員が他国の人々を殺傷してしまう前に、自衛隊員に死傷者が出る前に、自衛隊を南スーダンから撤退させる必要がある。



資料作成費

[illegible]

領 収 書			
(住所・氏名) 納 入 者	〒		
	議員 阿部 治正 様		
納入金種別 (摘要)			金 額
複写機使用料 (0 5)			85 円
()			
合 計			85
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
2 8	一般	番 号	年 月 日
年度	会計		領 収 印
			28. 10. 27.

領 収 書			
(住所・氏名) 納入者	〒		
	議員 阿部 治正 様		
納入金種別 (摘要)		金 額	
複写機使用料 (0 5)		360 円	
()			
合 計		360	
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
28 年度	一般 会計	番 号	年 月 日
			領 収 印
			

資料購入費
(図書購入費等)

NO.

[illegible]

領収証

流山市議会 市民会
阿部 治正 様

No.

金額

¥29,484

但 自治体情報誌ディーファイル 半年誌代として

2016 年 12 月 9 日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡 幸三